

## 鹿児島県地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項の規定により県が作成する都道府県計画に基づく地域医療勤務環境改善体制整備事業を行う事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「地域医療勤務環境改善体制整備事業」とは、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境の改善に取り組んでいる医療機関が行う、医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する事業をいう。

2 この要綱において「事業者」とは、県内の病院（医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院）及び診療所（同法第1条の5第2項に規定する診療所）の開設者をいう（ただし、診療報酬の地域医療体制確保加算を取得している者を除く。）。

3 この要綱において「地域医療において特別な役割」がある医療機関とは、次のいずれかを満たす医療機関をいう。

(1) 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件以上2000件未満であり、2次救急又は3次救急を提供する医療機関

(2) 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関

ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上であり、2次救急又は3次救急を提供する医療機関

イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関

(3) 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関

ア 急性期・高度急性期病棟を持つ総合周産期医療センター又は地域周産期医療センターの指定を受ける医療機関

イ 大半が小児医療を提供し小児救急医療を行う病院

ウ 「精神科救急医療体制整備事業」における精神科救急医療施設に指定され、夜間・休日の措置入院及び緊急措置入院の対応を年間 12 件以上行っている精神科医療機関

エ 診療報酬の超急性期脳卒中加算の算定が年間 25 件以上の医療機関

オ 急性心筋梗塞等に対する治療件数が年間 60 件以上の医療機関

カ その他、高度のがん治療を専門に行っている医療機関のうち急性期・高度急性期病棟を持つ医療機関、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関、児童精神科を行う病院（児童精神科病床数を対象とする）等

(4) その他在宅医療において特に積極的な役割を担う、次のいずれかに当てはまる医療機関

ア 機能強化型在宅療養支援診療所の単独型

イ 機能強化型在宅療養支援病院の単独型

4 この要綱において「過酷な勤務環境の改善に取り組んでいる」医療機関とは、次に掲げる要件を全て満たす医療機関をいう。

(1) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置していること。

(2) 月の時間外・休日労働が 80 時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関で、労働基準法第 36 条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36 協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 960 時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 960 時間を超えた 36 協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。

(3) 2024 年までに、「平成 31 年 3 月 28 日付 医師の働き方改革に関する検討会報告書」において定める地域医療確保暫定特例水準（以下、「(B)水準」という。）指定を予定している医療機関（(B)水準医療機関に求められる医療機能を満たす医療機関に限る。）については、(B)水準対象業務に従事する医師の、年の時間外・休日労働時間が 1860 時間以下、それ以外の医師の年の時間外・休日労働時間が 960 時間以下、前記以外の医療機関については、年の時間外・休日労働時間が 960 時間以下となるよう留意し、当該保険医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成していること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

(4) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

(補助対象経費，基準額及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象経費，基準額及び補助率は次表のとおりとし，交付額は第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額に第3欄の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を選定し，当該選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して，いずれか少ない額とする。

ただし，算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には，これを切り捨てるものとする。

2 交付申請年度の4月1日以降に生じた対象経費について補助対象とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
病床機能報告により県へ報告している稼働病床数（療養病床を除く。精神科救急を根拠とする医療機関の場合は病床機能報告に於ける同時点での精神科病床の稼働病床数とする。）に133千円を乗じて得た額とする。ただし，報告している病床数が20床未満の場合は20床として算定する。	地域医療勤務環境改善体制整備事業に要する経費 ※	資産形成経費 9/10
		その他経費 10/10

※ 診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合，その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが，その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができる。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は，以下のとおり別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は，次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 経費所要額調書（別記第3号様式）
- (3) 収支予算書（別記第4号様式）
- (4) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画
- (5) その他事業の内容がわかる書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は，知事が指定する日とし，その提出部数は2部とする。

(交付の決定)

第5条 知事は、申請者から第4条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、第6条の規定する事項を条件に補助金の交付を決定するものとし、別記第5号様式によりその決定の内容を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
  - ア 補助事業の内容の変更をしようとするとき（ただし、軽微な変更を除く。）
  - イ 補助事業に要する経費の配分を変更しようとする場合で、事業費の額の20パーセントを超える変更をしようとするとき。
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号に定められている耐用年数等に相当する期間）内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた年度）終了後5年間保管しなければならないこと。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第15号様式により速やかに知事に報告しなければならない。また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。
- (8) 補助事業を行う者が(1)から(7)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は次に定めるとおりとする。

- (1) 補助金額の変更 (ただし, 補助金額の20%以内の減額を除く。)
  - (2) 補助事業に要する経費の配分で, 20%を超える増減
  - (3) 補助事業の内容の著しい変更
- 2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第6号様式によるものとし, 同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。
- (1) 変更事業計画書 (別記第2号様式)
  - (2) 変更経費所要額調書 (別記第3号様式)
  - (3) 変更収支予算書 (別記第7号様式)
  - (4) その他事業の内容がわかる書類
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は, 変更承認のみを行う場合は変更承認通知書 (別記第8号様式) により, 変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書 (別記第9号様式) により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項により申請の取下げをすることのできる期間は, 交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の補助事業等実績報告書は, 別記第10号様式によるものとする。

- 2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は, 次のとおりとする。
- (1) 事業実績書 (別記第2号様式)
  - (2) 経費所要額精算書 (別記第11号様式)
  - (3) 収支精算書 (別記第12号様式)
  - (4) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画
  - (5) その他事業の内容がわかる書類

- 3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して10日を経過した日（第6条第1項第1号のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して10日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

（補助金の額の確定）

第10条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第13号様式）により行うものとする。

（補助金の交付）

第11条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第14号様式のとおりとする。

- 2 第1項の補助事業等交付請求書の提出期限は、補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までとする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。  
この要綱は、令和3年6月29日から施行する。